平成２２年（フ）第１９４号
北海道旭川市永山町16丁目42番地の８
破産者　酒井　　繁
１　決定年月日　平成22年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６９号
盛岡市上田堤２丁目24番５号
破産者　田野崎美奈子
１　決定年月日　平成22年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７号
岩手県一関市中央町１丁目６番６号
破産者　佐藤　　茂
１　決定年月日　平成22年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第３８０号
横浜市都筑区大熊町64番地１　オークハイツ大倉山106
破産者　橋本　和敏
１　決定年月日　平成22年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９７号
神奈川県茅ヶ崎市香川２丁目24番19号　プレミール香川201
破産者　大木　英一
１　決定年月日　平成22年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５０９号
神奈川県大和市上草柳113番地６　メゾン桜森Ａ―103
破産者　伊藤　明通
１　決定年月日　平成22年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２２号
静岡県浜松市天竜区船明645番地、前住所静岡県浜松市中区萩丘３丁目７番６号
破産者　澤中　友治
１　決定年月日　平成22年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
静岡県磐田市明ケ島971番地14
破産者　板倉　清美
１　決定年月日　平成22年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第６５８９号
東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目50番11号
破産者　株式会社東京トレーディング
１　決定年月日　平成22年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１７５３９号
東京都中央区新川１丁目17番16号
破産者　ナショナルクラウン株式会社
１　決定年月日　平成22年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１７１号
東京都東久留米市滝山７丁目20番７号
破産者　株式会社鐵興社
１　決定年月日　平成22年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１７６号
東京都中央区築地５丁目２番１号
破産者　株式会社丸新川口商店
１　決定年月日　平成22年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２８９号
神奈川県川崎市宮前区有馬２丁目６―１―208
破産者　三浦　浩一
１　決定年月日　平成22年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７号
東京都港区六本木１丁目５―３―201
破産者　亡加藤和彦相続財産
１　決定年月日　平成22年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８１号
名古屋市昭和区阿由知通４丁目13番地
破産者　株式会社立花工務店
１　決定年月日　平成22年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６号
京都府与謝郡与謝野町字幾地1543番地の１
破産者　丸川製菓有限会社
１　決定年月日　平成22年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第１２６号
岡山市中区高屋４番地１
破産者　原田　　宏
１　決定年月日　平成22年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８６４号
横浜市保土ケ谷区帷子町１丁目30番地１
破産者　芦澤建設株式会社
１　決定年月日　平成22年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９５号
横浜市港北区新横浜３丁目16番地１、商業登記簿上の本店所在地横浜市港北区新横浜２丁目３番地10
破産者　株式会社アルファ
１　決定年月日　平成22年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部